

平成 22 年度第 6 回基本問題に関する検討部会 議事要旨

1 日 時 : 平成 22 年 11 月 4 日 (木) 10 時 00 分～12 時 00 分

2 場 所 : 中央合同庁舎第 2 号館 10 階 総務省第 1 会議室

3 出席者

部 会 員 : 菅原部会長、小林部会員、矢代部会員、金子部会員、河村部会員、岡田部会員、阿部部会員、城戸査察担当課長 (代理出席)

オブザーバー : 厚生労働省家田老健局高齢者支援課課長補佐
国土交通省高木住宅局建築指導課課長補佐

消 防 庁 : 株丹次長、濱田審議官、濱田予防課長、滝予防課長補佐、三浦設備専門官、竹村国際規格対策官、守谷違反処理対策官、村瀬企画調整係長、千葉予防係長、東規格係長、吉川事務官、鍋島事務官、西田事務官、大歳事務官、伊倉事務官、長松事務官、田村室長

4 配付資料

検討会次第

<資料>

○資料 6-1 基本問題に関する検討部会 (第 6 回) 議事要旨

○資料 6-2 「今後の火災予防行政の基本的な方向について (部会報告・骨子案)」

【席上配布資料】

「今後の火災予防行政の基本的な方向について (報告)」【素案】

5 議事

(1) 前回議事要旨の確認

資料 6-1 「基本問題に関する検討部会 (第 5 回) 議事要旨」に基づき、事務局からの説明後、気付いた点については、11 月 15 日 (月) を目途に事務局あて申し出ることです承された。

(2) 「今後の火災予防行政の基本的な方向について (部会報告・骨子案)」 (前半)

資料 6-2 「今後火災予防行政の基本的な方向について (部会報告・骨子案)」に基づき、「1 火災予防の実効性向上」についての部分 (「今後の火災予防行政の基本的な報告について (報告)」【素案】の第 1 章「検討の趣旨及び経過」及び第 2 章「1 火災予防の実効性向上」の部分を含む) について事務局から説明が行われた。

【使用開始届の法定化と防火に係る自己診断の導入】

- ・ 使用開始届には色々な行政が関わると思うが、その時の連携問題をより明確にして欲しい。使用開始届にチェックシートを付けることについて、消防の役目をどのような流れで考えているのか。また、使用開始届のメインの行政機関はどこになるのか。
- 具体的にどうするかはまだ決まってないので、御指摘を踏まえて有効に使えるよう検討する。
- ・ 使用開始届について、事業所側で自己チェックシートを作成し注意喚起していく目的として小規模事業所の防火対策を推進することについては賛成。しかし、このチェックシートが一人歩きして、大規模事業所まで義務付けられ、小規模事業所を対象としたものが、防火意識のある事業所まで拡大すること

がないように規制体系等の制度設計をお願いしたい。また、過度に書類が増えていき行政コストが著しく増大することを懸念している。

- ・ 消防法の今までの規制体系は「～㎡以上」と書いてあり、その結果「～㎡以上」に当たる事業所等は現行では非常に安全なものになっている。しかし、そこに当たらないものが危険で事故を起こしていると思う。逆に新しい規制を現行と同じような書き方で規制すると、大規模事業所等で十分安全な事業所は更に規制強化になるので、「～㎡以下」と書くことができるのか。書くことはできると思うが理屈としてできるのかを考える必要がある。既に十分安全な事業所に対して更に規制強化になりかねない。大規模事業所が危険だという今までの規制体系の常識を良く考え直さないと、使用開始届を小規模事業所だけにやるのは難しいと思う。

→ 使用開始届については具体的な制度設計をこれから考えいくので、御意見を配慮して検討する。

【消防法令違反等の公表制度の創設】

- ・ この制度の創設により違反について公表することは賛成。しかし、一方でめぐら叩きのようなことにならないように、罰則ばかりでなくアメになるようなものが必要ではないか。消防行政の中で馴染むものではないかもしれないが、例えば、消防法令を順守している見本となるような建築物等の事例を出版する等の方策が必要ではないか。

→ 御意見を参考に検討する。

- ・ この制度の創設については、テナントの過失によるものが、ビルオーナーが100%悪いような公表にならないように制度設計して欲しい。また東京消防庁が発表している違反公表制度は、私どもとしては差ほど違和感ない。

→ 違反公表制度の複合ビルのテナントの瑕疵に対する公表については、東京消防庁の例を参考にしながら検討する。

【複合ビル等の防火管理・責任体制の明確化】

- ・ 複合ビル等の防火管理・責任体制の明確化という狙いは良い。具体的にどうやってやるのかは難しいと思う。今まで何十年も議論し、作った時の制度を現場で適当に変形しながら運用している実態がある。それを法律で書いて、今後本当にできるのか。できれば素晴らしいと思う。しかし、なかなか難しい問題であることから、具体的にどう運用するか良く考えて欲しい。

→ 難しいことであり、現場で円滑に活用する制度を仕組むことについて検討する。

- ・ 複合ビル等の防火管理・責任体制の明確化の問題は、ビルの統括防火管理者と専有部分の防火管理者の役割分担は非常に難しいと思うが、できるだけ専有部分の防火管理者の責務を強化して欲しい。その場合、ビル側と専有部分側でどのような過失責任の割合になるかは非常に実務的に悩ましい。逆に言えば、消防が専有部分の防火管理者に対して重ねて勧告しているにも関わらず、専有部分の防火管理者がなかなか応じてくれない時にビルの統括防火管理者が100%免責されるのかどうかというようなことも踏まえて、事業所側ではどこまでが責任分担になるのか、ビル事業者にとって影響が大きいのでそういった点も配慮して欲しい。

→ 「複合ビル等の防火管理・責任体制の明確化」については実際に動き出すまで時間があるので、色々検討する。

【その他】

- ・ 「火災予防に係る国民の責務の法定化」について、一般的な国民の火災予防の責務ということが物事を曖昧にしてしまうのではないかと。実効性向上の面で言えば、小規模事業所等の規制を強化する等の方が大切ではないか。15ページ冒頭に「核家族化、高齢化の進展等により地域社会における防火活動の担い手の確保が求められていること」は正にそのとおりだと思うが、これと国民の責務が矛盾してしまうのではないかと。間違った方向にいくと自己責任ということになり、地域でというより火災にあった人の責任になっていく可能性があることから、そういう気持ちで書いてないとまずいのではないかと。そういうことを踏まえると、事業者には責務は必要だが一般国民の責務と書くのは反対である。
- 火災予防の実効性を向上させていくという1つのターゲットを絞っていく中で、国民の責務が密接にリンクしていくのかについて少し慎重に検討していく必要があると思う。一方で消防機関の職員数に限界がある中で、規制ではあるが事業所等含めて主体的に火災の危険性を認識して、まずは火を出さないところに意識をはらっていただくという考えである。そのため、行政としても地域の中でそういった意識付けをやっていくことは重要であると思う。その部分についても、様々な角度から検討する。

(3) 「今後の火災予防行政の基本的な方向について（部会報告・骨子案）」（後半）

資料6-2「今後の火災予防行政の基本的な方向について（部会報告・骨子案）」に基づき、「2 火災予防に係る規制体系の再構築」、「3 （公益法人）事業仕分けにおける指摘事項への対応」についての部分（「今後の火災予防行政の基本的な方向について（報告）」【素案】の第2章「2 火災予防に係る規制体系の再構築」、「3 （公益法人）事業仕分けにおける指摘事項への対応」及び第3章「今後の検討の進め方」の部分を含む）について事務局から説明が行われた。

【総論】

- ・ 第1章「2 火災予防に係る規制体系の再構築」はすぐにやらないと考えて良いか。来年の法律改正に出すという意味か。もし、「2 火災予防に係る規制体系の再構築」の中で法律改正に出すものがあるならば教えて欲しい。
- 規制体系の再構築については、すぐにはできないので早急に詳細を詰めてできる限り早くやりたいと思う。

【規制体系の再編】

- ・ 報告書素案の17ページ目以降「規制体系の再編」の大きな枠組みは非常に良いと思う。しかし、現実の建物に当てはめるのはかなり難しいと予想するので、十分ケーススタディ等して規制内容を考えて欲しい。具体的には、建築物等を合わせて性能評価を考えていかなくてはならないと書いてある部分があるが、そこを求められると思う。特に大規模建築物には必要なことであり、従来と変わってきているためそこに組み込まれる設備等従来考えてないようなものが増えている現状であると認識している。そういう点も含めてより柔軟な対応が必要である。
- 理想と現実を一致させるのはとても難しい作業だと思うので、ケーススタディ的な作業をかなりしっかりやり、消防機関と協力しながらやっていこうと認識している。
- ・ 19ページ目の規制体系の再構築の「さらに検討すべき事項」について、新築の建築物に遡及適用すると思うが、膨大に存在する既存の建築物について、この趣旨からすると基本的に遡及適用はやりたくないとしてある。現実的に実効性を上げていこうとすると、この辺の対応が大変重要である。すべての建築物に影響するような遡及適用の仕方になると大変なことになる。これは非常にエッセンシャルとして重要なことで、既存の建築物に対しても当てはめないと安全の上で色々事故等が起こった時に問題に

なると思うので、既存の建築物についてどう考えているのか。

→ 既存の建物をどう考えるかは難しい問題であります。ケーススタディ等をしながら詳細を詰めたいという認識です。現行の仕様基準のパッケージは基本的に今後も通用することで認めようと考えている。ただし、詳細に作っていった時に古い物を含めた新しいルールでやった方が良いとなれば、それを適用させていくことも必要だと思う。既存の適用のさせ方の考え方も、現行の既存に対するさせ方、いわゆる特定用途防火対象物と呼ばれる客商売の用途は改正とともに適用だと思う。それ以外の用途は大規模な改築や用途変更があった際に適用するという大ざっぱな書き方になっているが、再構築について考えた時に適用のルールについてもこのような形で良いのかどうか、色々なことを含めた上で考えていきたいと思う。

- ・ 「火災予防に係る規制体系の再構築」はもうちょっと慎重に検討してからやろうとなっており、「さらに検討すべき事項」にも入っている。遡及の話は他の話に比べて影響はわりと単純であると思う。すぐに適用させてもそんなにおかしくない。現行、特定防火対象物は原則遡及になり、色んなことが窮屈に行われるが、「遡及することができる」という規定に直せば、原則遡及という窮屈な体制から離れて非常に自由度が増すのではないかと思う。もっと機能的に色んなことができると思うので、先送りしないで今回はここまで法改正に入れるということはできないのか。

→ 既存遡及のルールそのものの見直しも含めてこちらも考えていきたいと思う。精査が必要であるのですぐにはいきません。ケーススタディ等含めて検討する。

- ・ 建築確認の期間の短縮化の問題が出ており3日、7日同意の中でその用途を考えるという問題がある。設計者の段階でこうしたいという用途がきて、消防機関が消防設備を見て3日、7日で返却している。この制度は先程調整を図るということであるが、従来は建築関係の用途の部分と消防は十分考えられてリンクしているが、今度はクロスする可能性があるので、その辺をどのように整理するのか。遡及対象と考えた時にこれから条件が複雑になった建物ができ、今までのような遡及適用を考えていたが、使用形態等で変更になった時にその用途変更について消防機関が説明する義務が発生する。そうすると用途変更について相手側との訴訟問題が発生する可能性があり、遡及適用が頻繁に起こってくることを考えた用途判定をどうするか基準を消防機関へ示して欲しい。

→ 遡及ルールはとても難しい面があります。現行の遡及ルールは大ざっぱであるので、審査等はやりやすいのかと思うが、その辺を性能規定的なものにもっていった時に、どのくらい実態上のニーズがあり、かつ防火安全性が適切に保たれていて、消防機関の審査的な業務も上手く回るかというようなバランスがなかなか難しいと思っている。現行の遡及ルールが、必ずしもバランスが良いのかという議論もあるので、バランスを見ながら色々と見直して検討する。

【規制体系の再編に伴う性能評価システムの整備】

- ・ 規制体系の再構築で性能規定化を進めていくことについて賛成であるが、事業者にとって明示的な規定と性能的な規定の両立を十分踏まえて進めて欲しい。また特に大規模建築物等については、建築物に対する色々な防火・防災性能の向上を図るための建築物の整備に対するインセンティブの付与は要望が多いので是非、具体化して進めて欲しい。免震、制震装置等の設備を設置することにより他の設備等を緩和するといったようなインセンティブを付与することにより、大規模ビルの安全性がより高まると思うので方向性として加えて欲しい。
- 現行の仕様規定的なルールと性能規定的なルールの両立をするよう位置付けたいと考えている。インセンティブの付与については、早急に考えるのは難しいですが今後も継続して検討する。

- ・ 既存適用について過度に制限を行うと事業者側の営業活動にも多大な影響を与える可能性が出てくるので、その辺の規制と効果の比例原則も十分考慮して欲しい。

【小規模事業所及び大規模・高層建築物等の防火安全対策の見直し】

- ・ 26ページに「大規模建築物等については専門機関による総合的な防火・防災性能の評価を経て」とあるが、それを是非防火技術者の観点から進めて欲しい。かつて、防災計画評定が建築であったが、10年程前になくなった。防災計画評定により、非常に建築・防災計画、防火設計が進んだと思うのでこの仕組みも今後法的なバックアップをもってなされることを望む。

【消防用機器等の検定制度のあり方】

- ・ この対応はすぐやらないといけないと思うが、検定については見直しをしなければいけない。検定制度は非常にきつい制度である。販売規制もあり、きつい制度であるが故になかなか思い切ってその制度に入れないのではないかな。40年前とほとんど同じものでやっていると思うが、その部分について見直すのか。
- 検定の話は事業仕分け対応もあるので、事業仕分け関係の部分は、早期にやらなければいけないと思う。御指摘のとおり、検定制度は非常に強い制度であり、一部で足かせになっている。機器単位の性能評価システムの整備を機器単位でもう少し使いやすく柔軟に検定の良さを残しつつ対応できる性能評価表示システムができないか模索している。検定の部分に限って言えば早急にやらなければいけない部分と、中長期的に考えていく部分があるので段階的に考えている。

【講習制度のあり方】

- ・ 講習制度のあり方については、受講者の負担を軽減すれば良いのかという疑問に思う。職能として成り立つような方向（カリキュラムの見直し等も含む）に仕組みを作っていくことを望む。
- 基本的にはすぐやるべきことは進めている。受講者の負担軽減を言われているが、それよりも中身そのものをより充実させなければいけないということは私どもの課題だと思っている。ただ、これについては講習を実施している登録講習機関、全国の消防機関と良く相談する必要がある。また、講習受講料が内容や開催場所によっては値上がる可能性もある。もちろんそれは、受講者のニーズとの兼ね合いもあると思うが、引き続き検討する。

以上